

令和2年12月1日

お客さま各位

長野信用金庫

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における 新型コロナウイルス感染症に適用する特則について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主の債務整理を行い、自助努力による生活や事業の再建を支援するため「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が新型コロナウイルス感染症に適用される特則が令和2年12月1日から開始されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上が減少し、お借入金のご返済が困難となるなど生活再建でお悩みの個人および個人事業主の方は、本ガイドラインを利用して一定の要件下、住宅ローンなどの債務の免除や減額を申し出ることができます。

当金庫では本ガイドライン利用にかかるお客さまからのご相談に適切に対応して参ります。

ガイドラインの詳細につきましては以下のリンク先をご確認ください。

・ [リーフレット](#)

・ [自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

(一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関 HP)

※別ウィンドウで外部サイトが開きます